

内容	今回、9 月 8 日の大雨により土砂崩れによる被害についてお話を伺いたいです。自分の近所に住む方の家の裏側が崩れてしまい住み続ける為には土工事が必要との事です。ただ費用は保険対象外であり、補助金等の対象にもならないと役場から言われたそうです。話を聞いて住み続けたい町、子どもにもそう言える町か疑問に思うと言われていました。何か他の自治体では補助金があるそうです。そのような方に手を差し延べて頂きたいと思います。
回答	今回の台風 13 号による災害に際し、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。 今回の台風 13 号に伴う災害では、本町が災害救助法の適用を受けたことに伴い、国の各種被災者支援制度が受けられることになりました。 その内容の一つとして、住宅が準半壊以上の被害を受けた場合で必要最小限度で行う住宅の応急修理や住家又はその周辺に流れ込んだ土石、竹木等を除去する支援がございます。 他の自治体では土砂等の撤去に係る費用について補助制度を設けている自治体もありますが、今後、各自治体の支援制度の調査を行い、本町における災害支援制度を検討していきたいと存じます。